

明治二〇年代の地価修正反対運動について

—青森県の場合—

はしがき

長岡新吉

わたくしは、前稿⁽¹⁾において、明治二〇年代の地租軽減論^{II}運動をもって寄生地主制成立期の地主運動と規定しうるものとみなした。この時期の地租軽減論は、明治一〇年代までの地租軽減論と異なり決して地租税率軽減論と同義語ではなく、地価修正論と税率軽減論(地価修正反対論)とに分裂(II対立)し、しだいに前者が後者を圧倒していく形をとって展開されていった点に特質をもっているが、これら相対立する二つの議論の論理を追っていくと、その対立は、実は、紙幣整理以降の地主制の一般的展開と日本資本主義の発展にともなう米価の全国的平準化とを前提ないし背景とした地主的利害に基礎をおく地租負担の軽減方法をめぐっての対立にはかならなかつたことが知られるからである。そして、その論理を一貫している特定の階級的立場は、そのまま国会外の相対立する二つの請願運動の性格をも規定し、その運動の主導者はいずれの側においても「大地主たる地方小政治家及び有志家」であつて、地租軽減運動のいわば激化形態ともいふべき地租改正時の「農民騷擾」のように広汎な農民をまき込んだものではもちろんなかつたし、また一〇年代の自由民権運動(地租軽減はその主要な要求項目の一つ)のように一般農民層をその有力な支持

基盤としていたというようなものでもなかったと考えられるのである。

しかし、前稿では、もっぱら、分裂と対立を内包する地租軽減論Ⅱ運動の全国的趨勢とその基本的性格を議論の内容に即して明らかにする点に重点がおかれ、地域ごとの運動の細部にわたっての考察は、不十分のまま残されていた。本稿は、そのような前稿を補足する意味で、地租軽減論分裂の結果としての地価修正反対運動の経過と性格を、青森県の場合について、やや立ち入って見てみようとしたものである。それをを行うに当って、わたくしは、もっぱら当時の新聞記事に依拠して反対運動の動向をまず明らかにし、その範囲で知られる限りで運動の性格を垣間見る、という方法をとった。したがって、本稿は今後の研究の手掛りを求めるという程度の意味しかもたず、青森県の地価修正反対Ⅱ税率軽減運動の全面的検討を意図したものではないことをあらかじめお断りしておかなければならない。

なお、時期としては、院内外で反対運動がもっとも盛上り、しかも前稿にみたように、その論理のなかにはしくも地価修正反対論の本質が露呈されていた第一帝国議会の会期中から閉会后数カ月の期間、東北地方の反対運動に即してやや具体的にいうと、明治二十三年末の林有造の「地価地租特別修正法案」発表直後から翌年五月の仙台における東北六県聯合非地価修正大会開催あたりまで、を取扱う。反対運動はその後も継続しているが、後になるほどそれは衰退の傾向を示していたし、その性格を問題とする上では、この短い期間でも充分であると考えたからである。

(1) 拙稿「明治二〇年代の地租軽減論について」(弘前大学「人文社会」第一七号社会科学篇Ⅱ所収)。

一 運動の経過

明治二三年一二月立憲自由党林有造の「地価地租特別修正法案」が発表されたことよって、東北地方の地価修正反対運動は急速に盛り上った。この法案は、地租税率の五厘減と同時に、地租偏軽地方の地価を増加せしめそれによ

つて地域による地租の偏輕偏重を是正し全国的に均衡を得せしめようとするものであったが、この法案がもし議會を通過すると山口県や東北各県では地価の増加はもちろん地租の増徴さえも結果しかねなかつたからである。⁽²⁾しかし、この法案は議會に提出されず、途中で打消えとなつた。ところが、これにかわつて翌年二月同じく立憲自由党の天春文衛によつて石代改訂による地価修正案（「特別地価修正案」）が衆議院に提出された。これは、これに先立つて提出されていた地租五厘減を要求する「地租条例改正法案」が成立しさえすれば地租の増徴は結果しないように仕組まれていたが、東北諸県の地価が増加する点においてはさききの林案とまったく同じ内容のものであつた。⁽³⁾したがつて、林案の発表を契機として盛上つた反対運動の鋒先はそのままこの法案に対して向けられたのである。

(2)(3) くわしくは前掲拙稿五七、一〇一―一〇二ページをみよ。

青森県における地価修正反対運動が、新聞紙上に報道されたかぎりでは、はっきりした形をとってくるのは、林案発表から間もなくの、年の明けた明治二四年一月早々からである。これに先立つて青森県士族成田忠平が『地租税率輕減論』と題する小冊子を東京において出版し、地価修正反対の議論を展開していたが、県内の土地所有者の運動としては、一月四日に北津軽、三戸両郡の有志がそれぞれ五所川原村會議事堂、八戸町役場に会合し、地価修正反対のための上京委員を決定し、さらには反対運動推進のための団体結成の動きをみせてきたのが最初である。いま、本稿で対象とする時期の青森県における反対運動の経過を「東奥日報」の記事によつて知られる範圍で、年表風に示すとつぎのとおりである。⁽⁴⁾

(4) 以下の反対運動の経過に関する叙述は、とくに註記しないかぎり、すべて「東奥日報」の記事に拠っている。

1 月 (明治24年)	1 2 月	11月	全 国	青 森 県
<p>横井時敬他『興農論策』刊(一〇日)</p> <p>田口卯吉「地租は断じて軽減すべからず」『東京経済雑誌』五五四号(一〇日)</p> <p>東北七州大懇親会、東京江東区中村楼に開催、地価修正反対につき協議(一七日)</p>	<p>林有造「地価地租特別修正法案」発表―新聞紙上―(二五日)</p>	<p>第一回帝國議會開会(二九日)</p>		
<p>東奥日報論説「治水論」(一三日)</p> <p>南津軽郡浪岡村の博愛社、委員会を開催し運動方針および上京委員を決定(一四日)</p> <p>東津軽郡内の各村長郡役所に会合、反対運動のための専務委員選任(一六日)</p>	<p>成田忠平「地租税率軽減論」刊(三一日)</p>			<p>北津軽郡有志五所川原議事堂に会合、地価修正反対運動のための上京委員選任(四、五日)</p> <p>三戸郡有志四〇余名八戸町役場に会合、地価修正反対を目的とする団体組織のための規約ならびに上京委員決定(四、六日)</p> <p>上北郡有志数百名七戸村青岩寺に会合、運動方針および上京委員決定(六日)</p> <p>青森町有志当光寺に会合、運動方針、常務委員および上京委員等決定(七日)</p> <p>弘前市において政談演説会開催。成田誠一、地価修正反対論を論ず(九日)</p>

3 月	2 月	
<p>衆議院、「特別地価修正法案」を否決(四日)</p> <p>第一回帝國議會閉会(八日)</p>	<p>天春文衛、「特別地価修正法案」を衆議院に提出(一七日)</p> <p>衆議院、「地租条例改正法案」を可決(二八日)</p>	<p>山口県非地価修正同盟会結成(一九日)</p> <p>鈴木重遠、「地租条例改正法案」を衆議院に提出</p>
<p>同 右「非地価修正論者の失敗ニ就テ」(三日)</p> <p>同 右「非地価修正論の勝利」(七日)</p> <p>同 右「連戦連勝」(八日)</p> <p>同 右「地租軽減立消の影響」(一七日)</p> <p>同 右「目下の運動は大切なり」(一九日)</p> <p>同 右「地価問題に対する準備如何」(二〇日)</p>	<p>東奥日報論説「地方人士に望む」(四日)</p> <p>中津輕郡駒越村村民の請願書木村市五郎より貴衆両院に提出(一七日)</p> <p>木村市五郎「地租軽減及非地価修正の意見書」東奥日報紙上に発表(二六、二三月八日)</p> <p>東奥日報論説「県下有志ニ告ク」(二七日)</p>	<p>西津輕郡内の各村長饗ヶ沢町の郡役所に会合、運動方針等協議(一九日)</p> <p>東奥日報論説「各村長に望む」(二〇日)</p> <p>青森県上京委員の総会兼懇親会、東京新富町近源亭において開催(二八日)</p> <p>北津輕郡新城村有馬勇ほか八七名連署の地価修正反対の請願書衆議院に提出(一日)</p> <p>三戸郡長者村関春茂ほか三〇〇名連署、および大館村盛熊次郎ほか五〇名連署の地価修正反対の請願書二通衆議院に提出(二日)</p>

5 月	4 月
<p>東北六県聯合非地価修正大会仙台市に開催。 地価調査同盟会結成(二〇日) 一府一九県代表大阪市に会合、地価修正請 願同盟結成(一五)一七日)</p>	
<p>同 右「仙台大会」(一〇日) 同 右「仙台大会の結果」(一七日) 同 右「各都市委員の第二会」(二二日) 同 右「大阪大会」(二三日)</p>	<p>県会正副議長より各郡・市長に対し委員選出の上非地価修正各郡同盟 会開催の件通達(日欠) 西津縣郡木造方面の村長、地主、「納税最多額者」等木造村慶応寺に 会合、出仙委員選定方針、費用負担方法等の件につき協議(一六日) 東奥日報論説「地方団体と非地価修正」(二一日) 同 右「非地価修正運動之準備」(二二日) 同 右「運動費の徴収法」(二三日) 同 右「地価修正の調査法」(二四日) 午後二時より県会議事堂において非地価修正各郡同盟会開催。出席委 員一五名(二五日) 東奥日報論説「非地価修正の委員諸氏に望む」(二五日) 同 右「地租改正の必要」(二六日) 同 右「委員会の結果」(二八日) 青森大町安田座において政談演説会開催。工藤行幹等地価修正反対を 論ず(二八日) 東奥日報論説「志士の責任」(二九日)</p>

6 月		<p>東津輕郡非地価修正同盟会結成（日欠）</p> <p>第二回各郡市非地価修正委員会兼出仙委員報告会開催（二五～二六日）</p> <p>東奥日報論説「第二各郡市委員会の結果」（二八日）</p> <p>南津輕郡町村長郡役所に集会、全権委員を選出し運動費等につき協議（一日）</p> <p>東津輕郡各町村委員、県会議事堂に会合、全権委員選出（六日）</p> <p>北津輕郡各村長、県会議員、大地主等数一〇名五所川原村会議事堂に会合、全権委員選出（六～七日）</p> <p>東奥日報論説「各郡市全権委員会の第一会」（一〇日）</p> <p>同右「党臭をして地価問題に入らしむる勿れ」（二一日）</p> <p>各郡市全権委員会県会議事堂に開催、地価修正反対運動に関する諸事項を協議決定（二一日）</p> <p>東奥日報論説「労を譲りて逸を取る勿れ」（二二日）</p> <p>同右「全権委員会の結果」（二三日）</p>
-----	--	---

この運動の経過を通観すると、時期の上でいたい三つに区分できるように思われる。

第一は、林案発表後まもなく県内各郡の有志がそれぞれ別個に会合をもち運動方針や上京委員を決定し、委員が相ついで上京して東京に総会を開き、さらに請願書を議会に提出するなどして東京での院外活動を行い、遂に地価修正法案否決の成果を克取ることのできた一月はじめより二月上旬まで。第二は、次期国会に再度提出が予想される地価修正法案に対する反対運動の組織強化を図るため五月仙台において開催予定の東北六県聯合非地価修正大会を前にし

て従前の分散的な反対運動が非地価修正各郡同盟会に結集・統一され、仙台大会への出席委員が選定されて、その後その報告会が開催された四月中旬より五月下旬まで。第三は、第二帝国議会の開会もようやく間近かとなって各郡市全権委員会開催にみられるように運動の統一性が一層強まっていった六月以降。ただし、本稿では六月一日の全権委員会開催のところをひとまず筆を擱いている。

以下、この過程をやや詳しくみていくことにしよう。

反対運動は、まず、各郡市ごとに分散的な形をとって発生した。各郡市別の運動の状況を新聞記事をおりませながらみていくとつぎのようである。

(北津軽郡) 一月四、五の両日「有志」が五所川原村の議事堂に会合して、「何れも自費を以て奮て出京し若し自ら其任に当る能はざるときは代人を出すこと」を協議決定し、阿部賢吉(七和村)、米田豊次郎(沿川村)、川越巖長尾常三郎、尾関雅雄(以上五所川原村)の五名を上京委員に選定した。また板野木村の竹浪良太郎、安田才助の二名も上京する予定で、金木地方では、「大地主中にて二名の大地主を選」び上京せしめる動きがあった。

(三戸郡) 三戸郡は地域が広いので「一時に団体を形造りて其の決議を為すこと中々容易ならぬことなれば先づ第一着として八戸方面を取纏め」ることとして、一月四、五、六の三日間、源 晟、稻城篤美、大芦梧楼等が中心となつて有志四〇余名の集会を八戸町役場に開き、まず八戸方面の各村の小団体を組織する目込をもつて規約を決定し、さらに橋本文助ほか九名の上京委員を選挙し、その上費用は八戸居住の土地所有者の義捐にまつことに衆議が一決した。

(東津軽郡——青森町) 青森町の「多額納税者を始めとして重達有志諸氏には過日來より数回の集会を当光寺内に開らき林有造氏が地価修正案の不道不公平なるを」論議していたが、一月七日反対運動の方針を議して常務委員を選

挙し、翌八日には上京委員を選定した。常務委員には鎌田文助、川崎助次郎、上京委には小笠原宇八、大阪金助が選ばれた。

(上北郡) 「同郡においては数度の集会を開き運動の準備を為し居たるよしなるが先般在京貴族院議員野村治三郎氏より特遣せし中市廉太郎氏の来郡ありたるに付き客臘廿七日地主の相談会を開き一郡の与論に基き運動を試みんと決議をなし七戸村より同郡諸村に遊説員を派出せしめたるに各村においても大に感奮勃起して之を翼賛しともに活発なる運動を為すを約」した。そして一月六日七戸村青岩寺に風雪をおして「無慮数百人」が集合し、運動の本部を七戸村に支部を各村において事務は村長および「有志」に委任することなどを決定し、工藤轍郎、盛田喜平治、平沢安任の三名を上京委員に選定した。

(南津軽郡) 浪岡村に本拠を置く政治結社「博愛社」が一月一四日委員会を開き、次の諸事項を協議決定した。

第一 特別委員を選出して出京せしめ貴衆両院に地価引上げの不当なるを請願に及ふべきこと。

第二 地方通常委員を設けて諸般の事務を委任すること。

第三 地価引上げに關して得失を内閣に建白すること。

第四 前条の運動に要する費用は仮りに百円とし有志者の募金を募集すること。

そして特別委員には村島堅司、三浦魁、鳴海源内の三名が選ばれた。

その他の郡の動きは詳かではないが、とにかくこのようにして一月中旬から下旬にかけ県内各地から請願のための代表者が相ついで上京し、一月二八日には東京で会合が開かれたのであった。いま、あらためて郡市別の上京者の氏名を示すとつぎのとおりである。⁽⁴⁾

(東津軽郡) 徳差藤兵衛 小笠原宇八 白鳥慶一

(西津縣郡)	齋藤常太郎	渋谷 從吾	藤田 千吾	石井源一郎	葛西林次郎	高橋五郎右衛門	原田 英一
(南津縣郡)	長谷川誠三	唐牛 桃里	葛西 孚	鳴海久兵衛	阿部政太郎	猪股 俊策	太田 清橋
(北津縣郡)	阿部 豊吉	楠引 英八	小山内鉄弥	米田豊次郎	川越 巖	長尾常三郎	三上 忠治
	楠美 弥吉	福士豊五郎	堀内 光男	三上 源吉			
(中津縣郡)	柳田治三郎	高杉 金作	木村市五郎	村谷 有秀			
(弘前市)	蒲田 広	樋口徳太郎	奈良誠之助	竹内半左衛門			
(上北郡)	広沢 安任	工藤 轍郎	盛田喜平治	中市廉太郎	野坂 庄七		
(三戸郡)	源 晟	浅水礼次郎	関 春茂				

これら上京委員が東京でどのような活動をしたかは明らかでないが、二月一七日天春文衛の地価修正法案が衆議院に提出されると、工藤行幹等県選出代議士はその他の東北地方選出代議士等と呼応して院内において活発な反対運動を展開したので、議会に対して地価修正反対の請願書を提出するかたわら、これら議員を側面から応援する動きを示したものと推測される。(5)

そして、この間、「東奥日報」は、地価修正論を氾濫する河川の水にたとえ早急にこれを防ぐべしとする「治水論」、地価修正反対の基礎資料たらしめるための県内の地価調査の実施を各村長に要望した「各村長に望む」、また地価修正運動の隆盛を指摘して反対運動のための青森県人の奮起をうながした「地方人士に望む」などの論説を相ついでかかげた。

「特別地価修正法案」は三月四日衆議院において一〇七対一二五の僅差をもって否決された。これは、すでにみたように地価修正派議員内部にも地価増加をもたらすこの法案に批判的な議員がかなり居たからであった。地租税率五

厘減り要求する地租条例改正法案はこれよりさきに可決されたが、貴族院において議事日程にのぼすことなく不成立となを結局地租関係法案はいずれも第一議會においては成立しなかつた。しかし、地価修正反対派はともかくも当面の要求を克取ることができ、地価修正をめぐる対立は地価修正反対派の勝利に終つた。とはいえ、地価修正派の要求はこれで消滅したわけではなく、来るべき第二議會に再度ほぼ同様の法案が提出されるであろうことは、ほとんど疑いのないところであつた。表にかかげた三月七日から二〇日までの東奥日報の論説は、一方で地価修正反対運動の勝利を祝うとともに、他方では次期国会にそなえての反対運動の必要性を警告したものである。こうして、四月以降地価修正反対運動は第二の段階に入ることとなる。

(4) 次にかかげる氏名は、東奥日報社編『青森県総覧』に拠つたものだが、郡別の運動状況をみた際に名前が出た上京委員と必ずしも一致していない。これは、上京委員に選任されても都合により上京をとりやめたり、個人の資格で上京した者もあつたためであらうと考えられる。また上京者の氏名をすべて網羅しているとも限らない。

(5) とはいつても、はたしてどの程度積極的な活動をしたかは、はなはだ疑わしい。たとえば、政府の御用新聞的性格のものであるが、明治二四年三月二一日付の「東京日日新聞」は、「嚮に衆議院に於て特別地価修正論起るや奥羽地方の人士は非常に激昂し莫大の費用をも厭はず態々委員を上京せしめて反対の運動を為さしめしは善かりしも是等委員諸氏は一日一円五十銭より少なからざる旅費日当を受け着京の上は各自抱え車を置きて今日は懇親会明日は慰労会杯と唱えて贅沢三昧な其日を送りし内幸ひ衆議院に於て特別修正案否決したれば先づ夫れにて使命は貫徹きたりと云うが如き面持にて委員諸氏は思ひ思ひに帰巢」云々とこの間の動勢の一端を伝えている。

地価修正法案否決後の三月下旬、上京委員の要請にもとづいて東北地方選出議員は今後の運動方針に関する申合規約案を作成し、これを各県に通報したが、それによると五月一〇日仙台において地価修正反対派の大会を開催し運動の組織化を図ることになつてゐた。⁽⁶⁾

(6) 「東京日日新聞」明治二四年三月二七日。

これをうけて、四月上旬県会議長小山内鉄弥、副議長源 晟より各都市長宛に各都市より委員を選定して非地価修正各郡同盟会を開催する旨の通知が出され、四月二五日県会議事堂に下北郡をのぞいた各都市代表委員一五名が会合し、猪股俊作、佐々木弘造、源 晟の三名を仙台大会への派遣委員に選任した。参会者一五名の氏名はつぎのとおり。

(東津軽郡) 徳差藤兵衛、白鳥慶一、(西津軽郡) 出町源三、(南津軽郡) 加藤宇兵衛、阿部政太郎、猪股俊策(北津軽郡) 佐々木弘造(中津軽郡) 石郷岡文吉、高谷貞助(弘前市) 田中耕一、蒲田 広、奈良誠之助(三戸郡) 源 晟(上北郡) 江渡藤兵衛
中村安之助

この非地価修正各郡同盟大会(第一回各都市委員会)の開催をもって、青森県の地価修正反対運動は当初の分散的な形から組織化の方向へ一歩足を踏み出したものとみることができよう。

五月一〇、一一の両日仙台の宮城県会議事堂に開催された東北六県聯合非地価修正大会には各県代表委員その他五四名が出席した。大会の決議により「地価調査同盟会」が結成されたが、その目的は、地価修正に反対する基礎資料たらしめるため全国各府県の地価の実況を調査し、もって地価修正派の立論の根拠を否定しようとするにあった。規約によれば、東京に地価取調事務所を設置し、地価の実況調査のため一県から二名以上の委員を選んで全国の受持地区に派遣することとし、実際の調査方法等については六月一五日東京に委員会を開催してこれを決定することにしてゐる。なお、委員の選出方法、費用等の件は各県の適宜に任された。⁽⁷⁾

(7) 「東京日日新聞」明治二十四年五月一日。

五月二五、六の両日、県会議事堂で出仙委員の報告会を兼ねた第二回各都市委員会が開かれた。出席者は一二名であった。五月二八日付の東奥日報は、「第二各都市委員会の結果」と題する論説で、「予輩は昨日の本紙上に於て去る二五二六両日間に渡りたる非地価修正各郡市委員の第二会を報したり同紙上に掲げたる地価修正派の大阪大会に対

しては如何に寂寞如何に効果少なりしを知らるならん……何ぞ寂寞にして協議を調ぶべきの力薄弱なること茲に至れるや」と書いた。つまり、五月一五日から三日間大阪において開催された地価修正派の大会と比較する時、修正反対運動がかなり沈滞していることを衝いているわけで、青森県の範囲でもこの頃から地価修正運動の税率軽減（地価修正反対）運動に対する優位が感じられていたことになる。委員会に欠席者が多く、有効な反対運動展開のための方針が決定されなかったような事情が、このような批判をまねいたのであった。しかし、ともかく翌月には仙台大会において決定された方針にもついで、地価調査委員選定等のための各都市全権委員会が開催された。

この六月一〇、一一両日の第一回各都市全権委員会は、二つの点でこれまで会合と性格を異にしていた。一つは、この会議に先立って各都市から更めて選出されたその構成員である全権委員は、その名のとおり、「その権限甚だ広く地価修正問題に於ける協議の全権を委ねられた」（六月一〇日付東奥日報論説）者で、したがって、この委員会は、「地方の損失に涉らざるものは何の憚る所なく決議するを得」（同上）という強い権限をもつのであったということ。いま一つは、東北各県の統一的な運動方針に沿う形で、かなり具体的かつ統一的な運動方針が協議決定されるにいたったということ、である。つまり、反対運動は第三の段階に入ったといつていいわけである。

この会議の協議決定事項は大意つぎのごときものであった。

- (一) 一〇月までを任期とする地価調査委員三名を出京せしめ、委員旅費日当として一人一ヶ月四五円を支給すること。
- (二) 青森に本部（事務所は県会議事堂）を設けて委員二名を常置し、各都市に支部を設置して部内地価の調査をなさしめ、九月末までにその調査報告を行わしめること。但し費用は各都市の負担とする。

(三) 一〇月初旬全権委員会の第二回会議を開催し、地価調査委員の報告および各支部の調査報告を受けて将来の運動方法を協議すること。

このほか、地価調査同盟会の東京事務所費用負担分、出京委員旅費日当、本部予備費合計八五五円五四銭を計上し、これを田畑地租割にして各都市に割賦することなどを決定した。

ただ、この際、この全権委員会には上北、下北、三戸三郡を代表する委員が出席しておらず、「委員の出席せざる郡あるも本会は全権一致の全権委員会として協議すべき事」という了解事項のもとで、わずか一三名の出席委員によって、こうした全県的な運動方針が決定されたということに一応注意を促がしておきたい。

二 運動の性格

さて、以上、第一議会開会以降約半年間の青森県における地価修正反対運動のあらましをみてきたが、それではない、この運動はどのような性格をもつものであっただろうか。云い換れば、前稿における運動の一般的な性格規定は、この場合にもそのまま妥当するものと見做しうるだろうか。

まずこの運動が土地所有の規模においてどの程度の階層の農民までまきこんでいったものか、いわば運動の厚みはどの程度のものであったか、という点からみていこう。

運動発生の当初においては、少くとも、いくつかの村から提出された国会への請願書の署名者数から知られるようにある程度広汎な農民の意志が結集されていたとみてよいようである。その後、運動がかなり組織的となつていった段階においては、それではどうであったか。いま、この点を、非地価修正各郡同盟会の下部組織として五月下旬に結成された東津軽郡非地価修正同盟会の事例においてみてみよう。つきにかかげるのはその規約である。

非地価修正同盟会規約

一、本会は全国の地価を其基礎より改正するにあらずして単に一府県若くは一地方に限り査定変更するは国民民福を害する者と

認むるを以て非地価修正を目的として郡下各町村一致共同敏捷活発の運動を為し勉めて濫費を避け其実行を改めんとするにあり故に此目的を達せんか為め進て各郡各府に同盟する事あるべし

一、本会は毎町村田畑地租弍円以上を納むる者を以て組織す

但弍円以下を納むる者と雖も同盟せんとする者あるときは町村委員連名に依りて加盟せしむる事を得

一、毎町村には同盟者中より協議委員五名を再選するものとす

一、毎町村委員は其同盟者中より代表委員一名を選挙するものとす

一、毎町村は総会に提出すべき協議案併其町村運動方法及其町村に於て負担すべき費用を取纏め方法を議定するものとす

一、一郡総会は毎町村代表委員を以て組織す

一、一郡総会は必要の時に之を開き本会を代表し左の事件を議定するものとす

一、本会に関する諸費を議定及毎町村負担方法を定むる事

一、本会の目的を達せんが為其運動方法を定其各種委員を選定する事

一、一郡総会の会長及理事は開会の時に互選するものとす

—以下略—

これによると、この同盟会は、各町村を単位とし、その内部から選出された協議委員さらに代議員を通じて一郡総会に連結するというきわめて組織的な構成をとっていることを知るのであるが、ここでは、「田畑地租弍円以上を納むる者」という構成員の資格に注目したい。二円以上の地租負担者とは地価八〇円以上の耕地所有者を意味するから明治二十四年「青森県統計書」の東津軽郡の田畑をそれぞれの反平均公定地価を郡内の田畑比率で按分して逆算すると四反一畝以上の所有者ということになる。四反以下層は自主的に参加を希望する者以外は運動費の負担その他の事情で除外されたものであろうが、四反以上がすべて同盟員とされているからには、自作農下層、自小作層までともか

くこの組織に加入していったことになる。つまり、地価修正反対運動は、広汎な農民層に基礎をおいて展開されていたものであるかにみえる。

しかし、問題はそれほど簡単ではない。というのは、このような運動の組織が下層の土地所有農民まで包含していたということ、これらの農民が実際に運動に積極的に参加していたということ、あるいは運動の有力な支持基盤となっていたということとは、まったく別個の問題だからである。したがって、運動の性格をみる場合には、さらにこうした点の検討にまですまなければならぬ。そして、この場合、以下にみる運動の過程で発生した運動費の負担をめぐる問題が一つの手掛りとなるように思われる。

運動の経過のところでも二、三明らかにされているように、反対運動発生当初においては運動費は多くの場合運動員の自費ないしは義損金によってまかなわれていたとみてよい。ところが、運動がしだいに統一性をおびてくるにつれて、費用の負担方法がしばしば問題となり、たとえば、非地価修正同盟会開催を前にした西津軽郡木造村における会合において、費用は「地価壹万円以上を有する人々にて各々金五円つつ其他各村納税多額者二名にて壹円つつ一時出金し追て関係者一同より弁償すへきこと」という決定がなされたように、利害関係者すべてがこれを負担する方向に変化し、やがて全権委員会の決定のごとく田畑地租割をもってこれを徴収する方法にまで進んでいった。ところが、実は、この過程で運動費は一体誰が負担すべきものかという問題が発生し、その徴収が必らずしも円滑に行われなかったという事態が生じていたように思えるのである。たとえば、四月二三日付東奥日報の論説「運動費の徴収法」は、このような問題を取上げて「大地主も士族も平民も苟くも田畑を所有し修正の患を抱くものは平等一様に之れを賦課すること」を主張し、徴収方法としては「之れを町村会に托し其議決を経て町村長の手を煩はして徴集」することが最良の道であるとしたものであるが、その前半で運動費に関し次のように述べていることはきわめて興味深い。

運動委員は曰く既に財産の安全と既得権乃保護を依托して奔走周旋せしむ宜しく相応なる運動費を送りて運動を快活ならしめ奉功を全からしむべし然るに送金来らず自費を以って支弁したるも囊底敲き尽して一銭も剩さす己ぬる故運動も己みる哉と小作人は曰く地価地租に関する事は田畑を所有すること多きものこれを負担すべし地価修正せられ地租増加すれば尤も損害を蒙むるものは大地主なり大地主にて之れを支給する可なりと大地主は曰く豈に独り我が所有の田畑に限らんや地価の修正可否の利害一般に涉れば宜しく平等に之れを負担すべしと細民は曰く識者有志家と称するものは其家余財あるも細民の膏血を絞りにて都会の地に遊はんとす何ぞ貧婪なるや自ら之れを支弁せしむるに如かずと相譲り相呑み相譏り相脱れんとするは実に非地価修正の運動費なり

すなわち、ここでは運動費に対する「運動委員」、「小作人」、「大地主」、「細民」それぞれの異った態度が指摘され、運動費の徴収が運動を進めていくにあたって困難な問題となっていたことが明らかにされている。「運動委員」の多くは後にみるように「大地主」によって構成されているので、この両者に対立する「小作人」、「細民」の態度にここではとくに注目する必要がある。「小作人」、「細民」と云われているものも運動費の負担者である以上土地所有者にちがいないから、仮りに「小作人」を自作農民、「細民」を下層自作農民におきかえてみるならば組織の上では広汎な農民に基礎をおくものであるようにみえながらも、実際の運動の過程では運動の主導者Ⅱ「大地主」と下層の土地所有農民の間にこのような形で利害の対立が存していたとみななければなるまい。そして、「細民」Ⅱ下層農民の、「有志」による運動そのものに対する論説記載どりの態度ないし見方が一般的であったとするならば地価修正反対運動は、いわばきわめて底の浅い、地価修正によって多大の影響をうける大土地所有者（寄生地主）の運動にすぎなかったとさえ云うことができる。地租増徴案に等しい林案の発表当初にあっては、反対運動は下層農民まで含んだかなり巾の広い性格をもちえたにもかかわらず、林案が立消えとなり、若干性格の変った天春案さえも議

会で否決された後の段階にあっては、一般農民の反対運動に対する関心は急速にうすらぎ、逆に土地所有者階層間の対立が表面化してきたものと思われるのである。⁽⁸⁾

(8) 地価修正反対運動のこのような性格(地価修正運動についても前稿でみたように事情は同様であったと思われる)、当時の重大な政治問題であった地価修正問題に対する一般農民の関心の薄さこそ、当時一新聞がつぎのように批評したものの実体にはかならなかつた。「吾生が日本現時の社会殊に中流以下人民社会を見渡すに、恰も中流以上と反比例を為し居るが如し中流以上の政治思想は沸騰点に達しつつあるに引き換えて中流以下の政治思想は氷点に降りつつあるが如し是れ豈に喜ぶべき現象ならんや」(「あづま新聞」明治二四年二月二四日付社説)。そして、同紙は、これに先立って、福島県平地方の「政況」として、同地方の地価修正反対運動の実況をつぎのように報じているのである。「衆議院議員撰出後は政治上目覚しき運動もなく地価修正(反対……長岡)の如きも僅かに町村役場吏員より請願せんとする位の事なれば心ある人々は何れも政治思想の乏しきと痛歎し目下種々に計画する所あり」(同上、明治二四年二月一七日)。

最後に、地価修正反対運動の主導者の性格について、同じように東津軽郡を事例としてとりあげてかんたんにふれておこう。

運動発生当初の上京委員、その後の各郡非地価修正同盟会への郡代表委員、および全権委員などが、運動の主導者どみていいわけであるから、これらを一括して示すと次表のとおりである。土地所有規模の不明の者が二名いるがとにかく五名中三名は当時地価一万円以上の大地主であり、また五名中三名は県会議員で、うち二名は明治二三年に結成された政社「東郡大同倶楽部」の幹事であった。前稿でみたように、福島県の鈴木幡東はその「民力休養策」で明治二〇年代のこうした運動の主導者を、それらと「利を同ふせざるの小民」に對置させて「大地主たる地方小政治家及び有志家」と規定したが、この規定はここではそのまま生きてくるのである。

その他の諸郡の運動主導者についてもその性格はまったく同様であつて、これまでに名前の現われたらうちで、ただちに知られる範囲でも鳴海久兵衛、加藤宇兵衛、阿部賢吉、竹浪良太郎、安田才助、米田豊次郎、三上忠治、高杉金

表 1

氏 名	土地所有 (地価)	地価修正反対運動関係	備 考
徳 差 藤 氏 衛	10,320.32 ^甲	上京委員。郡代表委員。全権委員	県会議員。東郡大同倶楽部幹事
小笠原 宇 八	?	上京委員。全権委員	県会議員。東郡大同倶楽部幹事
白 鳥 慶 一	10,632.53	上京委員。郡代表委員	県会議員
大 阪 金 助	(19,833.00)※	上京委員	県会議員
赤 平 重 広	?	全権委員	

「東奥日報」(明治27.4.5)、「青森県総覽」,「青森県四十五年誌」による。但し※は納税額を仮にすべて地租とみなして逆算したものである。大正13年現在187町8反所有。

作、高谷貞助、工藤轍郎、盛田喜平治等はいずれも県内有数の大地主であり、さらに、斎藤常太郎、小山内鉄弥、堀内光男、村谷有秀、源 晟、清水礼二郎、関 春茂の県会議員、および蒲田広、奈良誠之助などの市会議員が、その主要な構成員であった。そして、下部にあつては、村長クラスが大きな役割を果していたようである。

ところで、運動の主導者がこのように大地主や地方小政治家であり、しかも運動そのものが一般農民層の強力な支持をうけていたものでなく、内部に運動費の負担をめぐる対立が存在していたような状態のもとで、運動が巾広い権限を与えられた全権委員(といっても全権委員の選挙に一般農民がどの程度まで参与していたか不明である)による統一的な形態に転化していったということは、いったいどういうことなのか。これは、この委員会の結成によって形式的にはたしかに統一性と組織性が強められたとはいえ、運動の内容は、ますます一般農民から遊離した一部階層の運動にすぎないものになっていったことを意味するものではなかったか。県内全郡の全権委員が出席していたわけで

もなく、ごく少数の委員によって全県的な運動方針が協議決定された、ということ、このことを裏着きするものであるように思えるのである。成田忠平の『地租税率軽減論』に示されていたように、⁽¹⁰⁾地価修正反対論がもとも地主小作関係に基礎をおいた寄生地主の既得権ないし財産所有権擁護の立場から発していたものであった以上、運動自体もこのような形態をとるにいたったのは当然であつたとみられるのである。

(9)(10) 前掲拙稿三二ページおよび二一ページ

あとがき

地価修正反対運動が、全国的に、第二議會以降しだいにその勢力を減じ、地租軽減論の一変型としての地価修正論運動に圧倒されていったことについてはすでにみたが、青森県の場合にも、このことは、明治二四年末頃から「東奥日報」のこの運動の関係記事がしだいに少くなつていくことのなかに現われている。

ところで、本稿では、地価修正反対運動という運動のいわば消極的な側面にだけ焦点をおいてこれをみた。しかし地価修正反対運動には税率軽減運動という積極的な一面も内包されている。したがって、本稿で対象とした運動は、こうした積極的な要求をもまた含んでいたものとして、つまり民党の地租軽減運動の一面面を示すものとして、あらためてその意義が問われなければならない。それには、論点を明瞭にするために本稿で意識的に消略したこの時期における県内の政治動向、具体的には中央の自由、改進黨につながる県内の政社組織とその活動状況を検討することがどうしても必要となつてくる。しかし、その内部構造にまで立ち入って運動の全体像を明らかにする作業は、本稿が依拠した資料の範囲ではもちろん不可能であり、それには何よりもまず根本史料の発掘・蒐集からはじめなければならないのである。

(一九六〇・一一・一五)